

1 基本方針

**いじめ防止基本方針**

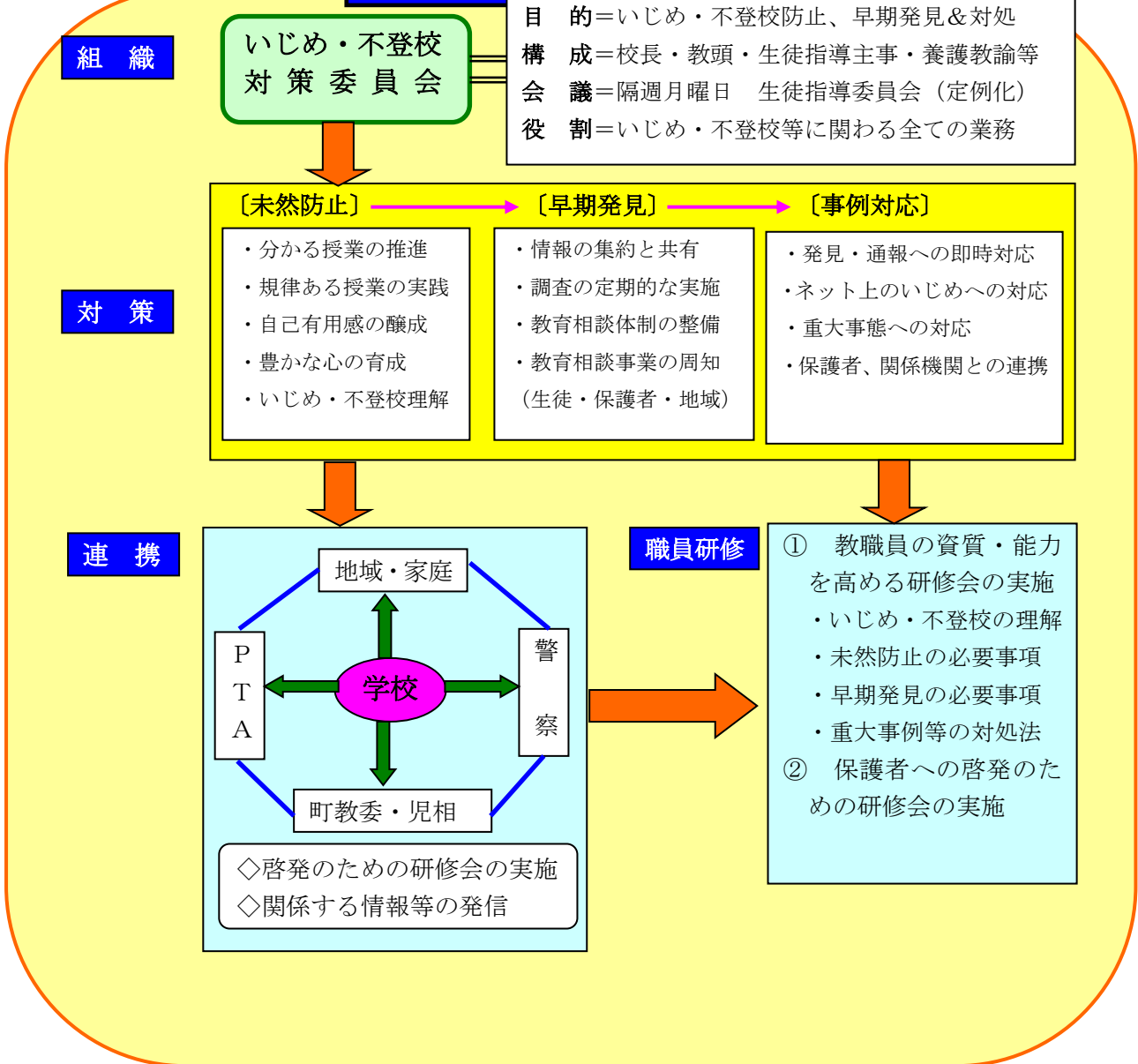
本方針は、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成25年）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

～いじめについての基本的な考え方～

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- いじめは、「いつでもどこでも」起こりうることを常時想定する。
- いじめの兆候を見過ごさず、アンテナ高く即時対応できる教師である。
- 常時、被害者の立場になって考え、生徒を全面的に守り、いじめ問題を解決する姿勢を貫く。

**いじめ防止等のための全体計画**



**組織**

**いじめ・不登校  
対策委員会**

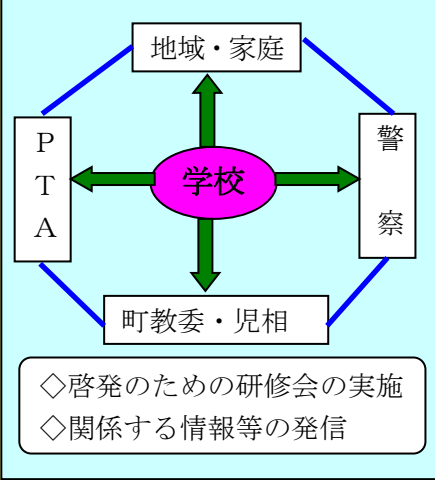
**目的**=いじめ・不登校防止、早期発見&対処  
**構成**=校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭等  
**会議**=隔週月曜日 生徒指導委員会（定例化）  
**役割**=いじめ・不登校等に関わる全ての業務

**対策**

**[未然防止]** → **[早期発見]** → **[事例対応]**

- [未然防止]**
  - ・分かる授業の推進
  - ・規律ある授業の実践
  - ・自己有用感の醸成
  - ・豊かな心の育成
  - ・いじめ・不登校理解
- [早期発見]**
  - ・情報の集約と共有
  - ・調査の定期的な実施
  - ・教育相談体制の整備
  - ・教育相談事業の周知（生徒・保護者・地域）
- [事例対応]**
  - ・発見・通報への即時対応
  - ・ネット上のいじめへの対応
  - ・重大事態への対応
  - ・保護者、関係機関との連携

**連携**



**職員研修**

- ① 教職員の資質・能力を高める研修会の実施
  - ・いじめ・不登校の理解
  - ・未然防止の必要事項
  - ・早期発見の必要事項
  - ・重大事例等の対処法
- ② 保護者への啓発のための研修会の実施

## 学校におけるいじめ防止に関わる組織体制

### (1) いじめ防止・不登校対策委員会 …… [生徒指導委員会]

- いじめ防止・不登校防止に関する措置等を実効的に行うため、管理職・生徒指導・養護教諭・特別支援教育コーディネーター等により隔週月曜日に生徒指導委員会内で協議する。
- 必要に応じ、学級担任を含めた全職員体制で委員会を開催する。
- 内容によっては、特別支援教育委員会と重複する場合がある。

#### ① 基本概念

- いじめ・不登校は、「いつでも」「どこでも」起こりうることを常に想定する。
- いじめ・不登校の徴候を見過ごさず、すぐに対応する教職員である。
- 被害者の立場になって考え、いじめ被害者を全面的に守り、いじめ・不登校を解決する姿勢を貫く。

#### ② いじめ・不登校の未然防止の年間指導計画の作成（毎年）

- 学校全体計画
  - ・ 未然防止、早期発見、早期対応、家庭・地域連携
- 学年別指導計画
  - ・ 月別による担任並びに生徒指導主事として働きかけ及び取組

#### ③ 会議

- 隔週月曜日（生徒指導委員会内）の開催及びいじめ・不登校事例が生じた時に随時開催する。
- 管理職・生徒指導・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・学級担任による全職員体制

#### ④ 指導の原則

- 担任が発見した場合、児童や保護者から訴えがあった場合は、即時対応の姿勢で解決する。絶対に後回しにしない。
  - ・ 担任は、その日の内に学校長・教頭に概要（第1次報告）を報告する。
  - ・ 必要な時は、早急に会議を開催し、方針等を決めて活動を開始する。（休業中は、出来る限りの範囲で対応をする。）
  - ・ 3日以上経っても改善が見られない場合は、別途、具体的な方針や具体的な手立て等を見直し改善策を立てて活動する。

#### ⑤ いじめ・不登校が生じた場合の行動

